

見積仕様書

1 作業対象及び数量

(1) 種類、作業場所、作業対象、数量等は以下のとおりとし、詳細は協議による。

種類・作業場所	作業対象	数量	作業範囲
座席シート生地 (竹田車両基地)	予備シート生地 (ロール状) 1本あたり 幅0.82m×長さ50m (最大)	8 本	生地部全てを加工 生地に折目や癖を付けない ように作業時において工夫 のうえ、巻き取ること

2 提出書類

- (1) 作業責任者届・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- (2) 作業工程表・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- (3) 触媒に係る承認仕様書・・・・・・・・ 1 部
ア「4 触媒 (7)」の表に示す試験内容の結果を証明する写し
イ「4 触媒 (8)」の使用実績報告書 (契約関係が分かる書類及び作業写真)
- (4) 加工証明書 (作業写真を含む)・・・・ 1 部

3 作業責任者

- (1) 受注者は、本業務に当たり作業責任者を定め、発注者に届け出ること。
なお、作業責任者が不在の場合は、発注者及び作業者との間で緊急時の連絡等ができるようにすること。
- (2) 作業責任者は、本業務に必要な知識を持ち、作業者への的確な指示を行うこと。
- (3) 作業責任者は、本業務に関する一切の事項を掌握し、発注者と密接な連絡を保ち作業者の安全を確保し、災害その他事故防止に努めること。
- (4) 受注者は、作業責任者に変更があるときは速やかにこれを届け出ること。
- (5) 作業責任者が本業務を行うに十分な能力又は資質を有していないと発注者が判断する場合は、受注者は作業責任者を変更しなければならない。

4 触媒

- (1) 空気中の気体や水分と分解反応して効果を発揮する物質であること。
- (2) 無色透明、無臭であること。
- (3) 加工部位に分子間力による分子間結合によって定着できること。
- (4) 加工箇所において、変色・変質及び風合いの変化等がないものであること。
- (5) 人体に無害、無刺激であること。
- (6) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液 (濃度0.1%程度) 及びエタノール消毒液 (濃度70%程度)、中性洗剤に溶解しないこと。
- (7) 以下の項目の試験について、大学その他性能評価機関による第三者評価を受けていること。ただし、光を利用する触媒は性能試験 (抗ウイルス性、抗菌性、消臭性) において、JIS等の照度規定の有無に関わらず、200lx (LED照明、色温度5000K程度) 以下の条件で実施していること。

項目	試験内容		評価対象	基準値	備考
抗ウイルス性	A	ISO18184または JIS L 1922	インフルエンザウイルス ネコカリシウイルス 新型コロナウイルス	抗ウイルス活性値3.0以上	A～Cのうち、いずれか1つの試験内容で全ての評価対象について基準値を満たすこと。 新型コロナウイルスについては、オミクロン株を含む合計3種類以上の試験を実施のこと。
	B	ISO21702	インフルエンザウイルス ネコカリシウイルス 新型コロナウイルス	抗ウイルス活性値2.0以上	
	C	JIS R 1756または ISO18071	バクテリオファージQ β 新型コロナウイルス	抗ウイルス活性値2.0以上	
抗菌性	D	JIS L 1902または ISO20743	黄色ブドウ球菌 肺炎桿菌 大腸菌 緑膿菌 MRSA	抗菌活性値2.0以上	D～Fのうち、いずれか1つの試験内容で2つ以上の評価対象について基準値を満たすこと。
	E	JIS Z 2801または ISO22196	黄色ブドウ球菌 大腸菌	抗菌活性値2.0以上	
	F	JIS R 1752または ISO17094	黄色ブドウ球菌 大腸菌	抗菌活性値2.0以上	
消臭性	G	検知管法 ガスクロマトグラフ法 官能試験 JIS R 1701-2～4	揮発性有機化合物 (厚生労働省がシックハウ ス対策として室内濃度指針 値を明示した化学物質13種) ホルムアルデヒド アセトアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン など	2時間後減少率70%以上 またはJIS R 1701-2～4に よる場合は0.17 μ mol/h	Gのいずれかの試験内容で 1つ以上の評価対象について 基準値を満たすこと。
安全性	急性経口毒性試験		LD50	2000mg/kg以上	全ての試験内容について基準 を満たすこと。 触媒の安全データシートで安 全性が確認できること。 受注者の責任において、安全 性を確認していること。
	皮膚一次刺激性試験		一次刺激性指数 (P.I.I.)	2未満	
	変異原性試験		変異原性 (突然変異誘起性)	陰性であること。	
	皮膚感作性試験			感作性がなく、陰性である こと。	

(8) 触媒は鉄道車両において、契約のうえ使用実績があること。なお、部分的・試行的な施工は使用実績に含まないものとする。

5 加工方法

- (1) 加工開始前に触媒が確実に定着するように事前清掃を行うこと。
- (2) 本業務は、噴霧作業又は塗布作業とする。噴霧及び塗布回数は、効果が持続するように部位ごとに必要に応じて加工すること。
- (3) 噴霧加工部は液垂れや加工斑がないよう注意し、全面に噴霧すること。
- (4) 予備シート生地（ロール状）の加工後の巻き取り方法について、事前に発注者と協議したうえ、発注者の立会のもとで行うこと。なお、発注者の合格をもって巻き取り作業完了とする。

6 材料、機材その他の負担

- (1) 作業に使用する触媒、噴霧器その他機材等は、全て受注者の負担とする。
なお、噴霧器等の機材は作業内容に適した物を使用すること。
- (2) 作業において、電源、水道が必要な場合については、発注者の施設を使用することができる。ただし、節電、節水に努めること。
- (3) 作業の実施にあたり、作業員の故意又は過失によって破損又は亡失したときは、全て受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (4) 作業後に床や壁などに汚れが認められる場合は、必要に応じて受注者の負担により清掃を行うこと。

7 作業の開始、終了の連絡

- (1) 作業開始前及び作業終了後は、作業場所の発注者の職員に作業対象の事前確認及び作業完了報告を行うこと。
- (2) 発注者による作業完了検査において、合格を受けた場合は、作業報告書を受領・記入し、発注者に提出すること。

8 作業上の注意点

受注者は、作業の遂行にあたり下記の内容に十分注意すること。

- (1) 作業員の安全教育を十分に行い、安全の確保に努めること。
- (2) 作業員の更衣、休憩等は指定された場所で行うこと。
- (3) 発注者の指定場所以外の通行はしないこと。また、発注者が指定した車両や備品等以外については、触れないこと。
- (4) 車両基地及び車庫内での作業は安全に留意して行い、作業後は資機材の回収忘れがないよう確認し、当該作業場所の発注者の職員に報告すること。
- (5) 作業中に事故が発生した場合は、直ちに当該作業場所の発注者の職員に連絡すること。
- (6) 作業中における作業員の災害及び事故発生に伴う作業員の法的処罰等については、受注者が全責任を負うものとする。
- (7) 本業務において、発注者の書類の閲覧、複写等一切の諜報行為をしてはならない。
- (8) 業務上知り得た情報は他に漏らしてはならない。また、職を退いた以後においても同様とする。
- (10) 作業中に遺失物を拾得した場合は、遅延なく当該作業場所の発注者の職員に届け出ること。
- (11) 本業務が原因により、電気品及びその他装置類が故障した場合は、受注者の責任において、発注者の指示により無償で補修を行うこと。